

別表第2（第9条関係）

事業名	費目	単位	
介護予防 訪問サービス	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）	1週に1回程度の場合1月につき1,176単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅱ）	1週に2回程度の場合1月につき2,349単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅲ）	1週に2回を超える程度の場合1月につき3,727単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅳ）	1回につき287単位	
	共生型介護 予防訪問サ ービス費	指定居宅介護事業所 で障害者居宅介護従 業者基礎研修課程修 了者等により行われ る場合	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅳ）までの項に係る単位に 70/100を乗じた単位とする。
		指定居宅介護事業所 で重度訪問介護従業 者養成研修修了者に より行われる場合	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅳ）までの項に係る単位に 93/100を乗じた単位とする。
		指定重度訪問介護事 業所が行う場合	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅳ）までの項に係る単位に 93/100を乗じた単位とする。
	初回加算	1月につき200単位を加算する。	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき100単位を加算する。	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき200単位を加算する。	
	口腔連携強化加算	1回につき50単位を加算する（1月に1回 を限度）	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな い場合は、介護予防訪問サービス費（Ⅰ）か ら介護予防通所サービス費（Ⅳ）までの項に 係る単位に100分の1を乗じた単位数を減 算する。	
	同一建物減算(1)	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅳ）までの項に係る単位に 90/100を乗じた単位とする。	
	同一建物減算(2)	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅳ）までの項に係る単位に 85/100を乗じた単位とする。	
同一建物減算(3)	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅳ）までの項に係る単位に		

	88/100 を乗じた単位とする。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に245/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に224/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に182/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に145/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に221/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に208/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に200/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に187/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に184/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に163/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に163/1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に158/1000 を乗じた単位を加算する。

	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に142/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に139/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に121/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に118/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に100/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物減算（3）までの項において算出した単位に76/1000 を乗じた単位を加算する。	
担い手登録型訪問サービス	担い手登録型訪問サービス費	1回につき 206 単位	
介護予防通所サービス	介護予防通所サービス費（Ⅰ）	1月につき 1,798 単位（事業対象者・要支援1）	
	介護予防通所サービス費（Ⅱ）	1月につき 3,621 単位（事業対象者・要支援2）	
	介護予防通所サービス費（Ⅲ）	1月につき 1,798 単位（要支援2）	
	介護予防通所サービス費（Ⅳ）	1回につき 436 単位（事業対象者・要支援1）	
	介護予防通所サービス費（Ⅴ）	1回につき 447 単位（事業対象者・要支援2）	
	共生型介護 予防通所サ ービス費	指定生活介護事業所 が行う場合	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に93/100 を乗じた単位とする。
		指定自立訓練事業所 が行う場合	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に95/100 を乗じた単位とする。
		指定児童発達支援事	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防

	業所が行う場合	通所サービス費（V）までの項に係る単位に 90/100 を乗じた単位とする。
	指定放課後等デイサービス事業所が行う場合	介護予防通所サービス費（I）から介護予防通所サービス費（V）までの項に係る単位に 90/100 を乗じた単位とする。
	若年性認知症利用者受入加算	1月につき 240 単位を加算する。
	生活機能向上グループ活動加算	1月につき 100 単位を加算する。
	栄養アセスメント加算	1月につき 50 単位を加算する。
	栄養改善加算	1月につき 200 単位を加算する。
	口腔機能向上加算（I）	1月につき 150 単位を加算する。
	口腔機能向上加算（II）	1月につき 160 単位を加算する。
	一体的サービス提供加算	1月につき 480 単位を加算する。
	サービス提供体制強化加算（I）イ	1月につき 88 単位を加算する。 (週 1 回) 事業対象者・要支援 1
	サービス提供体制強化加算（I）ロ	1月につき 176 単位を加算する。 (週 2 回) 事業対象者・要支援 2
	サービス提供体制強化加算（I）ハ	1月につき 88 単位を加算する。 (週 1 回) 要支援 2
	サービス提供体制強化加算（II）イ	1月につき 72 単位を加算する。 (週 1 回) 事業対象者・要支援 1
	サービス提供体制強化加算（II）ロ	1月につき 144 単位を加算する。 (週 2 回) 事業対象者・要支援 2
	サービス提供体制強化加算（II）ハ	1月につき 72 単位を加算する。 (週 1 回) 要支援 2
	サービス提供体制強化加算（III）イ	1月につき 24 単位を加算する。 (週 1 回) 事業対象者・要支援 1
	サービス提供体制強化加算（III）ロ	1月につき 48 単位を加算する。 (週 2 回) 事業対象者・要支援 2
	サービス提供体制強化加算（III）ハ	1月につき 24 単位を加算する。 (週 1 回) 要支援 2
	生活機能向上連携加算（I）	1月につき 100 単位を加算する。 (3 月に 1 回を限度)
	生活機能向上連携加算（II）	1月につき 200 単位を加算する。
	口腔・栄養スクリーニング加算（I）	1 回につき 20 単位を加算する。 (6 月に 1 回を限度)
	口腔・栄養スクリーニング加算（II）	1 回につき 5 単位を加算する。 (6 月に 1 回を限度)

科学的介護推進体制加算	1月につき40単位を加算する。
定員超過減算	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に70/100を乗じた単位とする。
看護・介護職員減算	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に70/100を乗じた単位とする。
高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に100分の1を乗じた単位数を減算する。
業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に100分の1を乗じた単位数を減算する。
送迎減算	片道につき47単位を減算する。 ただし、介護予防通所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合は1月につき376単位を、介護予防通所サービス費（Ⅱ）を算定している場合は1月につき752単位を上限とする
同一建物減算(1)	介護予防通所サービス費（Ⅰ）を算定している場合、1月につき376単位を減算する。 事業対象者・要支援1
同一建物減算(2)	介護予防通所サービス費（Ⅱ）を算定している場合、1月につき752単位を減算する。 事業対象者・要支援2
同一建物減算(3)	介護予防通所サービス費（Ⅲ）を算定している場合、1月につき376単位を減算する。 要支援2
同一建物減算(4)	介護予防通所サービス費（Ⅳ）又は（Ⅴ）を算定している場合、1回につき94単位を減算する。 事業対象者、要支援1、要支援2
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から同一建物

	減算(4)までの項において算出した単位に 92 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (II)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 90 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (III)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 80 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (IV)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 64 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 81 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 76 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 79 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 74 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 65 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 63 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 56 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 69 / 1000 を乗じた単位を加算する。
介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	介護予防通所サービス費 (I) から同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 54

		／1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等処遇改善加算（V）（10）	介護予防通所サービス費（I）から同一建物減算（4）までの項において算出した単位に 45／1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等処遇改善加算（V）（11）	介護予防通所サービス費（I）から同一建物減算（4）までの項において算出した単位に 53／1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等処遇改善加算（V）（12）	介護予防通所サービス費（I）から同一建物減算（4）までの項において算出した単位に 43／1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等処遇改善加算（V）（13）	介護予防通所サービス費（I）から同一建物減算（4）までの項において算出した単位に 44／1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等処遇改善加算（V）（14）	介護予防通所サービス費（I）から同一建物減算（4）までの項において算出した単位に 33／1000 を乗じた単位を加算する。
担い手登録型 通所サービス	担い手登録型通所サービス費	1 回につき 213 単位
	送迎加算	1 回につき 35 単位を加算する。
	入浴加算	1 回につき 35 単位を加算する。
	定員超過減算	担い手登録型通所サービス費に係る単位に 70／100 を乗じた単位とする。
短期集中通所 サービス	短期集中通所サービス費	1 回につき 358 単位
	送迎加算	片道につき 47 単位
	初回訪問加算	1 回につき 308 単位
従来型ケア マネジメント	ケアマネジメント費	1 月につき 442 単位
	初回加算	1 月につき 300 単位を加算する。
	委託連携加算	1 月につき 300 単位を加算する。
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1 月につき 4 単位を減算する。
	業務継続計画未策定減算	1 月につき 4 単位を減算する。
初回型ケア マネジメント	ケアマネジメント費	1 月につき 742 単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1 月につき 4 単位を減算する。
	業務継続計画未策定減算	1 月につき 4 単位を減算する。